※ 本届出書は、正本にその写しを一部添えて提出してください。

様式第4(第6条関係)

振動の防止の方法変更届出書

令和○○年○○月○○日

※ 法第8条第1項の規定により、「当該事項の変更に係る 工事の開始の日の30日前まで」の届け出となっています。

那須塩原市長 那塩環一郎 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者

にあつてはその代表者の氏名

〒○○○-○○○ 東京都○○○

○○工業株式会社

取締役社長 東京太郎

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

1次到况则公舟0米舟。		クタルマンガムシを火に フィ・こ、 ハウこわり油け出す
工場又は事業場の名 称	○○工業株式会社 那須塩原工場	※整理番号
工場又は事業場の所 在地	〒○○○-○○○ 那須塩原市○○○	※ 受理年月日 年 月 日
	変更前変更後	※ 施 設 番 号
振動の防止の方法	別紙のとおり。	※ 審 査 結 果
	ががなくとなり。	※ 備 考
*	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

- ※ 法第8条第1項の規定では、変更が「環境省令で定める軽微なもの」であるときには必ずしも届出ることを要しないこととなっています。「環境省令で定める軽微なもの」とは、「変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合」をいいます。なお「振動の大きさの増加を伴わない」とは、たとえば「施設と基礎の間に防振ゴムを施工する」など、当該変更を行うことによって、客観的に判断して振動の大きさが増加しないと判断される場合をいいます。
- 備考 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

《騒音規制法に基づく届出と同時^注に行われる場合で、添付書類の内容が同一である場合に添付を省略する場合の記載》

次に掲げる添付書類については、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け騒音規制法第8条第1項に基づく振動の防止の方法変更届出書に添付したものと内容が同一でありますので、省略します。 「参考事項」、「特定施設の配置図」、・・・・・・

注 「同時」とは、同じ特定施設の届出に関し、当該届出書の様式番号が同じものを用いて同時に届出る場合をいいいます(振動規制法に基づく各種届出書の様式は、騒音規制法に基づく届出様式と整合性が図られ、同種の届出については同じ様式番号となっています)。

万小式 				(変更前)			(変更後)			(騷音・ 振動)			
種類	別表第1に掲げる特定施 設 の 項 番 号			2		2		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※ 一つの事業場において複数の種類の特定施設を有している場合で、振動防止の				
ごと	特定施設の名称		圧縮機		圧縮機								
の数	特定施設の型式			C D—4 5			C D—4 5			方法を変更する対象 が、そのうち一つの √ 施設である場合に			
•		定施		の数							は、例のよ	うに対	捸
構造	特 定 施 設 の 規 模 (kw、重量 t、m³、kg)									,	てください		
使	工事	工事着手予定年月日				月	田	年	月	日	年	月	田
	工事	完了	予定年	三月日	年	月	田	年	月	日	年	月	田
用	使用	開始	予定年	三月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	事業	場(工場	鳥) の操	業時間									
0	1 日	の使用]時間(時間)									
方	1回	の使用]時間(時間)									
	1日の使用回数(回)												
法	季	節	変	動									
騒防 音上 はの 振力 動 の法		直接支持基礎			直接支持基礎 (防振ゴムの追加)								
参	音				北関東〇(関東○○㈱							
考	振動	動							工場全体の敷地面積				
事	防止	上 銀行借入 万円											
項	施設			E年月日 ○月△日	工事完了 ⁻ 令和〇			使用開始予					
添			受の配置 (工場)	-, .	 配置を明示	すると	とも	 に、特定施設	- <u>-</u> :の位:	 置を朱	 書すること	_ (縮尺	_ 又
付	事業場(工場)の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書すること(縮尺又は距離を記載すること)。 2 事業場(工場)付近の見取り図												
書	■辺200メートルの付近図と1 付近の状況を明示するもの(締尺▽は距離を記載するこ					J							
類	類 3 騒音(振動)の発生及び騒音(振動)の防止に係る操業の系統を説明する書類。 4 騒音の大きさ(dB)に関する説明書。												

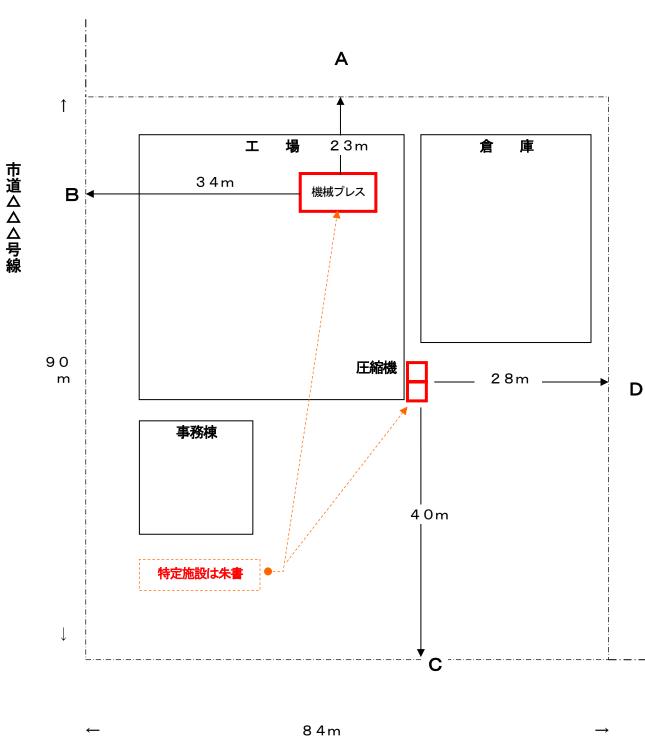
- ※ 本書以下の添付書類については、騒音規制法に基づく届出と同時になされる届出の場合で、その内容が騒音に係る 届出書の添付書類と同一である場合には、省略することができます。※ 添付を省略する場合には、先に示したように、届出書の末尾にその旨を記載してください。また、標題にも気をつけ
- てください。
 - (例) 「騒音の発生及び騒音の防止に係る操業の系統を説明する書類」を「騒音又は振動の発生及び騒音又は振動の 防止に係る操業の系統を説明する書類」とするなど。
 - (6一(3)定型的添付書類)

考 事 項

記載上の注意 (省略)

届出等担当者(連絡先)	氏名 共墾三郎
公害防止管理者	選任 1 要 選任要 職・氏名 試験 又は 資格の区分 ※ 特定施設を有する一定規模以上の工場、事業場では「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者等を選任する(届出必要)こととなっています。
公害防止責任者	職・氏名 総務部長 あたご四郎 ※ 県条例第50条の規定により、特定施設を設置する事業場(公害防止管理者を選任している場合を除く)は、公害防止責任者を選任する(届出不要)こととなっています。
従業 〇〇〇人	主 要 製品名 製品名
特定施設メーカー名	機械プレス 那須北○○株 圧縮機 (株)塩原製作所 処理施設メーカー名
特定施設が関係する製造	江程の概要 別紙のとおり
※ 添付 欄にエ	書類として、特定施設が関係する工程表等を添付することとなっていない場合は、本 程の概要を記入してください。
新規立地事工場·事業 場 事 前 協 議] 3
特定施設等を設置する土地	用途 準工業地域 敷 地 (既存面積 m²) 面積等 (新規・増加面積 7,560 m² 登記地目 宅地)
特定施設等を設置する建物	新築
工 場 · 事 業 場 当 初 設 置 年 月 日	令和 ○ 年 ○ 月 □ 日
めっき施設の設置等 に 係 る 事 前 協 議	事前協 1 要 識 対象物質 要のと き
排 水 先 (水質関係に係る 届出書に添付 するときにのみ記載)	排出水の排出先の用水路名()
公害防止協定	締結有 今回の特定施設等の 1 要 事前協議 1 協議済 のとき 届出に関する事前協議 2 不要 要のとき 2 協議予定
周 辺 に お け る 公害苦情等の問題	現在解決して 1 有 有のときは 1 ばい煙 3 汚 水 5 騒 音 7 その他 v ない 苦情 ② 無 その区分 2 粉じん 4 悪 臭 6 振 動 ()



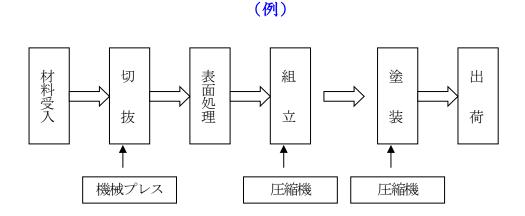


市道〇〇〇号線

添付書類 2 事業場 (工場) 付近の見取り図

住宅地図等付近の状況が分かる地図に、工場の敷地境界線から200mの範囲を明示した図面 (縮尺又は距離を明示すること)

添付書類3 振動の発生及び振動の防止に係る操業の系統を説明する書類



その他の添付書類 現地案内図

住宅地図等を使用するなどし、工場(事業場)所在地及びそこに至る経路が分かるような案内図

その他の添付書類 特定施設の仕様書

設置する特定施設の型式、規模、能力及び騒音が分かる書類 (製造元が発行する仕様書のようなものが望ましい)

その他の添付書類 振動防止の方法を補完する書類又は資料

必要に応じ、振動防止の方法の詳細を説明したり、参考にしたりする書類又は資料